

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文目次

動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

改 正 案

現 行

（第一種動物取扱業の登録を要する取扱い）

（動物取扱業の登録を要する取扱い）

第一条 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項の政令で定める取扱いは、次に掲げるものとする。

第一条 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項の政令で定める取扱いは、次に掲げるものとする。

一 動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うこと。

一 動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うこと。

二 動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）。

二 動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）。

（国庫補助）

（国庫補助）

第三条 法第三十五条第八項の規定による国の補助は、収容施設、殺処分施設又は焼却施設の設置に要する費用の額のうち、環境大臣が定める基準に基づいて算定した額の二分の一以内の額について行うものとする。

第三条 法第三十五条第六項の規定による国の補助は、収容施設、殺処分施設又は焼却施設の設置に要する費用の額のうち、環境大臣が定める基準に基づいて算定した額の二分の一以内の額について行うものとする。

別表（第二条関係）

別表（第二条関係）

科名	種名
一 哺乳綱	
(一) 霊長目	

科名	種名
一 哺乳綱	
(一) 霊長目	

<p>アテリダ工科</p>	<p>アロウアタ属(ホエザル属) 全種 アテレス属(クモザル属) 全種 ブラキユテレス属(ウーリークモザル属) 全種 ラゴトリクス属(ウーリーモンキー属) 全種 オレオナクス・フラヴィカウダ(ヘンディーウーリーモンキー)</p>
<p>おながざる科</p>	<p>ケルコケブス属(マンガベイ属) 全種 ケルコピテクス属(オナガザル属) 全種 クロロケブス属全種 コロプス属全種 エリュトロケブス・パタス(パタスモンキー) ロフォケブス属全種 マカカ属(マカク属) 全種 マンドリル属(マンドリル属) 全種 ナサリス・ラルヴァトウス(テングザル) パピオ属(ヒヒ属) 全種 ピリオコロプス属(アカコロプス属) 全種 プレスビュティス属(リーフモンキー属) 全種 プロコロプス・ヴェルス(オリーブコロプス) ピュガトリクス属(ドゥクモンキー属) 全種 リノピテクス属全種 センノピテクス属全種 シミアス・コンコロール(メンタウエーコバナテ</p>
<p>おまきざる科</p>	<p>ホエザル属全種 クモザル属全種 ウーリークモザル属全種 ウーリーモンキー属全種</p>
<p>おながざる科</p>	<p>マカク属全種 マンガベイ属全種 ヒヒ属全種 マンドリル属全種 ゲラダヒヒ属全種 オナガザル属全種 パタスモンキー属全種 コロプス属全種 プロコロプス属全種 ドゥクモンキー属全種 コバナテングザル属全種 テングザル属全種 リーフモンキー属全種</p>

(略)		いぬ科	(二) 食肉目	ゴリラ属(ゴリラ属) 全種	(略)		テロピテクス・ゲラダ(ゲラダヒヒ)
				パン属(チンパンジー属) 全種			トラキユピテクス属全種
(略)		いぬ科	(二) 食肉目	ポング属(オランウータン属) 全種	(略)		ングザル)
				カニス・アドウストウス(ヨコスジジャツカル)			カニス・アウレウス(キンイロジャツカル)
(略)		いぬ科	(二) 食肉目	カニス・ラトランス(コヨーテ)	(略)		オオカミ)
				カニス・ルプス(オオカミ)のうちカニス・ルプス・デインゴ(デインゴ)及びカニス・ルプス・ファミアリス(犬)以外のもの			カニス・メソメラス(セグロジャツカル)
(略)		いぬ科	(二) 食肉目	カニス・スイメンスイス(アビシニアジャツカル)	(略)		クリユソキユオン・ブラキユウルス(タテガミオオカミ)
				クオン・アルピヌス(ドール)			リュカオン・ピクトウス(リカオン)

(略)		いぬ科	(二) 食肉目	オランウータン属全種	(略)		
				チンパンジー属全種			ゴリラ属全種
(略)		いぬ科	(二) 食肉目	イヌ属のうちヨコスジジャツカル、キンイロジャツカル、コヨーテ、タイリクオオカミ、セグロジャツカル、アメリカアカオオカミ及びアビシニアジャツカル	(略)		タテガミオオカミ属全種
				ドール属全種			リカオン属全種

		ねこ科	アキノニユクス・ユバトウス(チーター) カラカル・カラカル(カラカル) カトプマ・テンミンキイ(アジアゴールデンキヤット) フェリス・カウス(ジャングルキヤット) レオパルドウス・パルダリス(オセロット) レプタイルルス・セルヴァル(サーバル) リユンクス属(オオヤマネコ属)全種 ネオフェリス・ネプロサ(ウンピヨウ) パンテラ属(ヒヨウ属)全種 プリオナイルルス・ヴィヴェルリヌス(スナドリネコ) プロフェリス・アウラタ(アフリカゴールデンキヤット) ブマ属(ピューマ属)全種 ウンキア・ウンキア(ユキヒヨウ)
		(三)・(四) (略)	
		(五) 偶蹄目	
		(略)	
	きりん科	ギラファ・カメロパルダリス(キリン)	
	うし科	ビソン属(バイソン属)全種 スウンケルス・カフェル(アフリカスイギュウ)	

		ねこ科	ネコ属のうちアフリカゴールデンキヤット、カラカル、ジャングルキヤット、ピューマ、オセロット、サーバル、アジアゴールデンキヤット、スナドリネコ及びジャガランディ オオヤマネコ属全種 ヒヨウ属全種 ウンピヨウ属全種 チーター属全種
		(三)・(四) (略)	
		(五) 偶蹄目	
		(略)	
	きりん科	キリン属全種	
	うし科	アフリカスイギュウ属全種 バイソン属全種	

		二 鳥綱	
		(一) ひくごびご目	
		(略)	
		(二) たか目	
コンドル科	ギユンノギユプス・カリフォルニアヌス(カリフォルニアコンドル)		
	サルコランフス・パパ(トキイロコンドル)		
	ウルトウル・グリユフス(コンドル)		
	アエギユピウス・モナクス(クロハゲワシ)		
	アクイラ・アウダクス(オナガイヌワシ)		
	アクイラ・クリユサエトス(イヌワシ)		
	アクイラ・ファスキアタ(ボネリークマタカ)		
	アクイラ・ニパレンシス(ソウゲンワシ)		
	アクイラ・スピロガステル(モモジロクマタカ)		
	アクイラ・ヴェルレアウクスイイ(コシジロイヌワシ)		
	ギユパエトウス・バルバトウス(ヒゲワシ)		
	ギユプス・アフリカヌス(コシジロハゲワシ)		
	ギユプス・ルエペルリイ(マダラハゲワシ)		
	ハリアエエトウス・アルビキルラ(オジロワシ)		
	ハリアエエトウス・レウコケファルス(ハクト)		
たか科			

		二 鳥綱	
		(一) だちょう目	
		(略)	
		(二) たか目	
コンドル科	カリフォルニアコンドル	コンドル	トキイロコンドル
	オジロワシ	ハクトウワシ	オオワシ
	シ	コシジロハゲワシ	マダラハゲワシ
	ハゲワシ	ミミヒダハゲワシ	ヒメオウギワシ
	オウギワシ	パプアオウギワシ	フィリピン
	ワシ	イヌワシ	オナガイヌワシ
	ヌワシ	カンムリクマタカ	ゴマバラワシ
たか科			

おおとかげ科 (略)	(二)とかげ目	三 爬虫綱 (一) (略)	ウワシ)
			ハリアエエトウス・ペラギクス(オオワシ) ハリアエエトウス・ヴォキフェル(サンシヨク ウミワシ) ハルピア・ハルピユヤ(オウギワシ) ハルピユオプスイス・ノヴァエグイネアエ(パ プアオウギワシ) モルフヌス・グイアネンスイス(ヒメオウギワ シ) ニサエトウス・ニパレンスイス(クマタカ) ピテコファガ・イエフェリユイ(フィリピンワ シ) ボレマエトウス・ベルリコスス(ゴマバラワシ) ステファノアエトウス・コロナトウス(カンム リクマタカ) トルゴス・トラケリオトス(ミミヒダハゲワシ)

おおとかげ科 (略)	(二)とかげ目	三 爬虫綱 (一) (略)	
			ハナプトオオトカゲ コモドオオトカゲ

(三) (略)	(略)	なみへび科	ボア科	にしきへび科	
		デイスフォリドウス属(ブームスラング属)全種 ラブドフィス属(ヤマカガシ属)全種 タキユメニス属全種 テロトルニス属(アフリカツルへび属)全種	エウネクテス・ムリヌス(オオアナコンダ) ー) ボア・コンストリクトル(ボアコンストリクター) ピュトン・セバエ(アフリカニシキへび) ピュトン・モルルス(インドニシキへび) ピュトン・レティクラトウス(アミメニシキへび) ピュトン・セバエ(アフリカニシキへび)	モレリア・アメテイスティヌス(アメジストニシキへび) モレリア・キングホルニ(オーストラリアヤブニシキへび)	カゲ) ヴアラヌス・サルヴァドリイ(ハナブトオオトカゲ)
(三) (略)	(略)	なみへび科	ボア科	(新設)	(新設)
		ブームスラング属全種 ヤマカガシ属全種 アフリカツルへび属全種 タチメニス属全種	ボアコンストリクター アナコンダ アメジストニシキへび インドニシキへび アミメニシキへび アフリカニシキへび		

改正案	現行
<p>（沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業等）</p> <p>第三十二条の二 法第百五条の二第二項第一号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 次に掲げる事業のうち、内閣総理大臣が環境大臣と協議して定めるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）<u>第三十五条第一項本文の規定による引取りに係る収容施設の新設、改築及び改修に関する事業のうち、沖縄県が実施するもの</u></p> <p>八・二（略）</p>	<p>（沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業等）</p> <p>第三十二条の二 法第百五条の二第二項第一号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 次に掲げる事業のうち、内閣総理大臣が環境大臣と協議して定めるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）<u>第三十五条第一項に規定する引取りに係る収容施設の新設、改築及び改修に関する事業のうち、沖縄県が実施するもの</u></p> <p>八・二（略）</p>